

# タイ伝統法における奴隷制度が有する 担保的機能について

西澤希久男\*

Thai Slavery System As a Security System

*NISHIZAWA Kikuo*

## Abstract

Thailand has a slavery system in its history. The Three Grate Seals Code stipulated the system in detail. Although parties made a contract to sell persons, the seller could redeem the sold persons, namely slaves. From this point of view, Thai slavery system had a function of a security system. As the slavery system has this function, the buyer had to deal leniently slaves. If the buyer violated this liability to preserve, redemption price was reduced partly or totally. This treatment shows that slaves were used as collateral.

The main factor of sustaining the slavery system was the high value of a person. But, in late 19<sup>th</sup> century, land price rose, people substituted land for a person as collateral. The great transformation occurred in Thai security system.

The history of Thai slavery system indicates that each society has their important assets and the security system is able to vary in each country.

## はじめに

アジア経済危機は、タイが有していた様々な問題点を顕在化させた。法制度に限定してみても、倒産制度の不備や裁判の遅滞の問題などがある。担保権執行の問題もその一つである。タイにおける担保執行手続は必ず裁判を経て差押え・執行を行う必要があったので、裁判の遅滞の問題は不良債権処理に直接影響した。また、不良債権問題を深刻化させたのは、不動産担保に依存した過剰貸し付けであ

り、この問題は日本と共通している。日本の場合、抵当権執行の迅速化のための、民事執行法の改正や民法の改正が行われるとともに、動産を目的物とする担保制度の活性化のために、動産・債権譲渡特例法が制定されている。他方、タイにおいても、迅速な抵当権執行のために、民事訴訟法典が改正され、また不動産以外の財産を担保目的物とすることができるように、新たな法律の制定が進められている。両国で行われている改革で共通しているのは、執行の迅速化と担保目的物の多様化である。執行の迅速化については、手続法上の

\* 高知短期大学 助教授

重要な論点を含んでおり、検討しなければならない課題であるが、ここで注目したいのは、担保目的物の多様化についてである。両国において不良債権問題を深刻にしたのは、不動産担保、つまり抵当権に極度に依存した間接金融が主流であったからである。もちろん、不動産価格を正当に評価し、それに基づいて融資をしているのであれば、問題は深刻ではなかった。しかし、日・タイ両国の融資当者は、土地価格は右肩上がりで見ると上昇するという、「神話」を信じ、評価額以上の金銭を貸し付けたために、問題は深刻化した。このような対応に至ったのは、両国において不動産が重要な資産であるという認識があったからである。このような状況に対し、担保目的物を多様化して、リスクを分散させることが現在の潮流であるが、これも担保目的物になりうる財産が不動産以外に存在しているから可能なのである。

重要な資産であり、かつ目的物の対象にできるからこそ、担保目的物として選択されたわけであるから、その目的物を見ることにより、タイのその時代における重要資産を把握することができる。その観点から見ると、土地が担保となる以前において、担保の対象となっていたのは人間であった。伝統法である「三印法典」では、人間を担保とする制度、すなわち奴隷<sup>1)</sup>制度について詳細な規定がおかれている。そこで、本稿ではタイの担保制度史の特徴を把握するための前提作業の一つとして、伝統法において詳細に規定されていた奴隷制度について検討していきたい。

## 1 タイにおける奴隷の種類

タイの奴隷の種類については、三印法典の

奴隷法<sup>2)</sup>の前文に記載されている。そこには、使うことのできる7種類の奴隷があがっている(石井1967:170)。それらは、① sin thai 奴隷、② 奴隷の子、③ 父母より相続した奴隷、④ 贈与された奴隷、⑤ 司法奴隷、⑥ 飢饉奴隷、⑦ 捕虜奴隷である。以下では、本論文で関係する①と②について概略を説明する<sup>3)</sup>。

まず①の sin thai 奴隷であるが、これは言葉の原義から言えば、受け戻し可能な奴隷を意味する。しかし、このカテゴリーの中には、後述するように、受け戻しが不可能な奴隷も含まれている。奴隷法第1編前文<sup>4)</sup>には、3種類が規定されている。まず、(1)定められた価格に及ばない価格で売却された奴隷(以下、預入売買奴隷と表記する)、(2)定められた価格で売却された奴隷(以下、完全売買奴隷と表記する)、(3)定められた価格に及ばない価格で売却されたが使役されない奴隷(以下、利息支払奴隷と表記する)である。(1)の預入売買奴隷は、買戻条件付奴隷売買契約により発生する奴隷である。売主<sup>5)</sup>は、奴隷の買戻権を常に留保しており、それを行使用することによって、奴隷は自由人になることができる。奴隷を買い取るためには、債務の弁済が必要となるので、この奴隷はいわば質物と同一であり、担保的機能を果たしている(石井1967:172)。奴隷は買主の下に移転されるが、そこでの奴隷による労働が利息に充当されるので、売主は利息を支払う必要がない。奴隷法では、この預入売買奴隷に関する規定がほとんどであり、この奴隷の使用頻度と重要性が窺われる。

(2)の完全売買奴隷は、法定価格以上による奴隷売買契約から発生する奴隷である。かかる法定価格とは、男は1,400,000ピア、女は1,200,000ピアである(奴隷法40条)。完全奴

隷売買の場合は、買戻権が売主に留保されていないため、奴隷は買主の権限の下にある。そのため、預入売買奴隷に認められているような保護はなく、たとえ買主に暴力をふるわれても、罪を問うことはできない(同条)。完全売買奴隷においては、担保責任を追求できる期間が1ヶ月と短い(42条)ため、逃走する奴隷が続出し、やがて大幅に減少してしまった(Nabarath 2000: 35)。

(3)の利息払奴隷については、奴隷を買主の下で労働させる代わりに、利息を支払う奴隷である。

②の奴隷の子(子奴隷)とは、生まれながら奴隷となっている子供をさす。子奴隷についての基本原則は、(1)奴隷の子は母方の身分に規定されると、(2)出生した子が自動的に子奴隷となるのは、母が完全売買奴隷である場合に限ることである(石井 1967:174)。母が預入売買奴隷の場合には、その売却価格が600,000ピアを超えているときに限り、その奴隷から生まれた子供は、買主の子奴隷となる(72条)。子奴隷は、出生により奴隷となっているわけであるから、①の預入売買奴隷のように、契約により価格が定まっていない。そこで、この子奴隷を購入、解放する場合には、「賠償金定率法」に定められている「人命賠償金」が身価として適用される(同:173)。

## 2 預入売買奴隷と担保的機能

sin thai 奴隷には、3種類があるのだが、三印法典の奴隷法に含まれている規定は、ほとんどが預入売買奴隷に関するものであり、1805年時点における奴隷制の中心が預入売買奴隷であることが窺われる。そこで、以下

では預入売買奴隷に焦点を当てて、その有する性格を検討する。

### 2.1 奴隷預入売買契約について

奴隷預入売買契約を締結するためには、証書(สารภมธรรม์)が必要となる。証書には、奴隷の名前、性別、傷痕、外観、売主・保証人および買主の名前、奴隷の価格について記載する<sup>6)</sup>(ทองพงษ์นิยม 1983: 12)。証書がない場合には、奴隷は買主の権限の下に確定的におかれ、買主は売主に対して何ら請求できなくなる。売主も買主に対して、買戻の請求ができない(แลงกาด 1983: 195)。これは、証書がないと奴隷完全売買契約と見なされ、原則として、契約締結後の関係が継続されなくなってしまう。証書は、契約当事者間の関係を証明するために要求されるだけでなく、特に預入売買の契約関係を発生させるために必須のものである(Ibid.)。

この証書の性格は、時代によって推移するが、後に公的な介入が行われるようになる。その主要な原因は、ビルマとの戦争により逃走した奴隷に関係している。ビルマとの戦いの後の混乱に乗じて、自分が所有者だと主張し、金銭を受け取った途端に姿をくらます第三者に、数多くの逃亡奴隷が売却された(Linggat 1931: 107)。これにより、返還請求訴訟が増加した。そこで、ラーマ1世の時代になって、証書は裁判官または知事の面前で作成されることになった(แลงกาด 1983: 196)。しかし、これには、担当者による実質的審査を伴っていたため、手続きが煩雑になった。そこで、1795年に改正がされ、買主について不審に思う点が存在しないときは、裁判官または知事の面前で証書を作成する必要がなくなり、公的な介入が必須ではなくなった(Ibid.)。

公的な介入が必須ではなくなったために、手数料等の問題から、契約当事者は公証を敬遠するようになった。そのため、また関係当事者間、つまり、売主、買主、奴隷の間での紛争が多発することになり、結局ラーマ5世期の1868年に、郡長および区長による証書作成への参加が行われることになり、公的な介入が復活することとなった (Ibid: 197)。

## 2.2 奴隷預入売買契約の効果

奴隷預入売買が証書により作成され、契約が有効に成立した場合、どのような効果を有するのであろうか。これについては、三印法典の奴隷法に詳細に規定されている。そこでは、債務額の変更、返還請求の可否、補償金、養育費等、金銭に関係することが中心に効果として定められている。そこで以下では、契約当事者における主要な義務を検討した後、様々な効果について、各項目に分けて検討していく。

### 2.2.1 奴隷預入売買契約締結による主要な効果

奴隷預入売買契約が締結された結果発生する主要な効果については、買主と売主に分けて考えることができる。

#### 2.2.1.1 買主の主要義務

買主の義務としては、大きく二つのものがあげられる。それは、代金の支払いと奴隷の取り扱いに関するものである<sup>7)</sup>。

まず代金の支払いについてであるが、預入奴隷売買契約は売買契約を媒介にした資金的援助であるわけであるから、この支払義務は最も重要と考えられる。しかし、そのことについて定めているのは少なく、奴隷法9条のみである。そこでは、もし買主が代金を支払

う前において、奴隷の引渡しを受けて使用した場合において、奴隷が労働中に破壊等したことに対する賠償請求権が物の価格に応じて規定されている。物の価格が100,000ピア以下であるときは損害賠償をする必要なく、物の価格が100,000ピアを超えているときは、その3分の1を支払うとしている。預入奴隷売買契約において、損害賠償請求権を完全に取得するには、貸金の引渡しが要件となっている。

次に、買主の義務として重要なのは、奴隷の取り扱いについてである。この奴隷の取り扱いについては、これまでタイの奴隷制が問題になるときに、しばしば言及されていることである。奴隷制が行われていた当時のタイに訪れた外国人が感想として述べているのは、タイの奴隷が丁寧な扱いを受けており、まるで家事使用人のようであるということである。あのボウリングも、“slave”という単語より適切な語があるのではないかと述べている (Bowring 1975: 189) ところから、外国人が思っていた奴隷とは異なっていたようである。この点について、奴隷法3条は、寛容に取り扱い、「他の人びと」に危害を加えてはならないと規定し、預入売買奴隷の丁寧な取り扱いを定めている。これは、完全売買奴隷が、「買主の権限の下にいる」(40条)として暴行しても罪に問われないのと比べて大きな相違である。これらからわかることは、完全売買の場合には、奴隷が買主の権限の下におかれているが、預入売買の場合には、「他の人」として買主自身の権限の下にはおらず、依然として売主のもとにあるということである<sup>8)</sup>。これは預入売買が担保的機能を果たしているところからすれば、考えられる結論である。まず、担保としての側面に注目すれば、担保

目的物を保管する義務は担保権者にあるわけであり、奴隷預入売買においては、それは買主がその義務を負担する。また、担保の側面から離れて、単純な財産法的な感覚からしても、自己所有ではない物の取り扱いに注意するのは当然であるともいえる。債務支払の担保であり、金利確保の手段としての意味しか有していない預入売買奴隷の本質から考えれば丁寧な取り扱いというのは当然であるという、石井（1969：172）の指摘はまさに正鵠を射ている。そして、奴隷法は、この担保権者の担保物保管義務違反についての取り決めを数多くしている。

具体的に見てみると、まず一般原則を定めた3条において、買主は預入売買奴隷を寛大に取り扱わなければならないと規定されている。また、購入した奴隷に満足しないときは、交換を申し出るべきであるとしている。これは気に入らないからといって暴力を振るってはいならないという意味である。それでは、全く暴力が許されないかというところではない。適切な範囲ならば、懲戒権として認められる。しかし、度を超えて、死に至ったときは罰金が科され（6条）、奴隷に障害が残った場合には返還額が3分の2免除、死亡の倍には全額免除となる（51条）。

次に、人間を保管する義務があるという観点から、奴隷が健康的な生活を送るために必要な措置を執ることが要請される。そこでは、大きく2つに分けて考えることができる。第1は、奴隷が傷病により健康を害した場合の処理であり、第2は、扶養の問題である。

まず、第1の健康を害した場合の処理についてであるが、奴隷が病気にかかった場合には、買主は売主にその旨を通知する義務を有する（24、25条。25条は、奴隷が天然痘に

罹患した場合の規定。）。そして、売主・買主双方が看病をすることが求められている。この二つの条件に反する行為をとることによって、返還金の額が変動する。たとえば、24条は次のように規定する。奴隷が病気にかかり、死亡した場合であるが、買主が売主に通知することなく看病したときは、返還額は3分の2減額される。売主に通知され、奴隷の家族が買主の下にきて看病した場合には、2分の1減額される。売主は通知を受けたが、看病に訪れることなく、買主のみが看病した場合には、3分の1減額される。通知を受けた売主自身が看病にきた場合は、3分の2減額される。売主は通知を受けて、看病する意思があったが、買主がそれを拒絶した場合には、全額免除となる。このように当事者の看病の関与度により、当時者の義務履行の度合いを把握し、それを返済額の評価に対応させている。他に、業務従事中にけがをした場合がある。労働中に事故に遭遇するなどして、片手、片足または片目を失った場合には、返還額は3分の1減額される（23条）。両手、両足または両目を失ったときは、返還額は全額免除となる。その上、治療費を買主が支払っていた場合でも、売主は治療費を全く請求することができない。また、病気のために労働に従事できなかった場合において、買主による損害賠償請求を否定している（71条）。上記のように、様々な場合を想定して、奴隷が死亡または傷害の処理を返還額の一部または全部免除の形で処理をしている。

第2は扶養の問題であるが、扶養義務があることを規定している条文はない。しかし、間接的に示しているものは存在する。まず第1に、米価高騰により生活費が高騰した場合の処理についての規定がある。この規定は、



複数人の奴隷が売却された事例であるが、生活費高騰にもかかわらず購入した奴隷を扶養した場合で、売主が買戻を請求したときは、複数人分を一括で買い戻すと規定している(19条)。ここでは、買主からの扶養料の請求はなされていないが、生活費高騰という、特別事情のため、一括買戻が要求されている。この規定からすると、生活費高騰という特別事情の中で行った扶養を、一括買戻という形で報いるものであるところから、通常の扶養は当然に買主の義務とされていると考えられる。他に、奴隷から生まれた子供の養育費に関する規定がある。そこでは、まず預入売買奴隷である母の価格が600,000ピア以上の場合には、子どもは買主の権限の下におかれる旨が規定されているが、それより低い価格であったときは、その子どもは子奴隷ではない(72条)。そこで、買主が子どもの世話をした場合には、子どもが7歳になるまでならば、養育費を請求することができる(同)。この規定からも、奴隷ではない子どもを養育したという理由で、養育費の請求が認められていると考えられるので、そもそも自己の奴隷を扶養・養育する義務はあると考えられる。買主に扶養義務があると考えられる最後の理由としては、買主が扶養料を売主に請求する規定がまったく存在しないことである。もし扶養義務が存在しないとすれば、その扶養料の請求の問題というのが発生する可能性があるのだが、それについての規定がないところから、扶養については買主の義務であると考えられる。

その他、保管義務に関係するものとして、奴隷を危険な業務に就かせる問題がある。その典型的な例は、奴隷を戦争に従事させることである。奴隷を戦争に従事させる場面は、

買主が自己の身代わりに従事させるのと、王による召集の二つの場合がある。奴隷法14条は、自己の代わりに奴隷を戦争に参加させた場合について規定している。それによると、自分の代わりに戦争に行かせた奴隷が敵と戦った場合は、返還は全額免除となる。敵と戦うことなく、無事に帰還した場合は半額免除となる。奴隷が戦争中に死亡した場合には、全額免除となる。この事例においては、免除の理由付けとして、奴隷に身代わりになってもらったからであるとかかかれているが、保管義務の観点からみても、免除は相当と思われる。王による召集については、奴隷法15条が規定している。この場合、敵と戦って死亡しようが、病気によって死亡しようが、買主は貸金の返還を請求することができない。この場合は、王が戦争に召集したことがそもそもの原因であり、売主、買主、奴隷には何の帰責性もないのであるから、このような形で解決を図ることに合理性は見られる。

上記の主要な義務の他に、買主に求められるものとして、証書の返還および返還額照会についての応答がある。まず、証書の返還についてであるが、貸金を返済すれば、通常買主から証書が返還される。これによって、返済したことを容易に証明できるのであるが、この証書を買主が返還することなく、再度売主に支払いを請求するという問題が生じている。この場合、売主が弁済しているにもかかわらず、買主が証書を返還しない場合は、買主は請求金額と同額の罰金が科される。他方、すでに売主が支払ったと言っていたにもかかわらず、実際にはまだ支払っていないことが明らかになったときは、請求額の2倍の罰金が科される(46条)。

奴隷からの返還額照会についてであるが、

奴隷とすれば、売買代金を返済することにより、自由人に戻ることができるわけであるから、その返済額を知ることは非常に重要となる。そこで、奴隷法 84 条は、返済額の照会について、買主が答えないのは不適當であるとして、買主の応答義務を定めている。また、虚偽の返済額を回答した場合には、虚偽の回答額の 2 倍分の額が減額される (82 条)。

#### 2.2.1.2 売主の主要義務

他方、売主の主要な義務としてあげることができるのが、奴隷の引渡しである。奴隷が担保目的物となっており、奴隷の労働と利息が相殺されることになっている以上、奴隷預入売買において奴隷を引渡すことは、売主にとって基本的な義務である。もし、貸金を受領した後においても、奴隷を引渡さなかったときは、それは詐欺的行為とみなされ、元本の 2 倍の罰金が科される (4 条)。また、奴隷の引渡しがなされる前に買主が代金を支払った場合で、奴隷が逃走したとって代金を返却する旨の提案を売主がしたときは、買主は月 30% の損害賠償を請求することができる (21 条)。そもそも、奴隷を預入売買する目的の一つは、奴隷に労働させることにより利息支払いを免れるためである。にもかかわらず、奴隷を引き渡すことなく、代金を受け取り、その後代金を返却するというのは、利息支払いを潜脱するための、いわば詐欺的行為である。そこで、損害賠償として月 30% の支払いを命じている。三印法典における法定利息は年 37.5% であるので (ແລງກາດ 1983: 183)、懲罰的な意味が含まれている利率といえる。

もう一つの主要な売主の義務は、売買代金、つまり借金の返済義務である。奴隷預入売買契約を締結するのは、代金という形式で貸金を取得することが目的であるから、ここでは

奴隷の買戻という行為を通じて、返済をすることが求められる。返済の期日については、定めがある場合 (31 条) と定めがない場合が考えられるが、いずれにしても裁判により返還することが命じられたにもかかわらず、返還しなかった場合には、第三者は対象となっている奴隷を購入することができる。この場合、当初は預入売買奴隷であったにもかかわらず、裁判所から購入した場合には、完全売買奴隷となってしまう (50 条)、買主との関係は途絶えてしまう。この理由付けとして、裁判所から購入したからであるというのがあげられている (同)。確かに、売買契約後に関係性を持続させるためには、契約当事者間で作成した証書が必要であるが、裁判所から購入した場合には、当然奴隷を売却した者との間に証書を作成することはありえない。そうなってしまうと、裁判所から購入した者との間に関係性を持続することはできず、その奴隷が完全売買奴隷として扱われるのは当然である。

それでは、買戻権はいつまで行使できるかという問題がある。これは、逆に言えば、金銭債権の消滅時効の問題とも考えることができる。通常金銭消費貸借の場合、消滅時効は 10 年である (Ibid.: 185) が、奴隷預入売買契約により発生する債権は、消滅時効にかからない。そのため、上記の点も併せて考えると、買主からの代金返還請求はいつでも行うことができるし、売主による買戻も買主からの返還請求がなされるまでは消滅時効にかかることなく行うことができる。

他にも裁判所が介入しているかどうかは判明しないが、関係が断絶する場合が規定されている。夫が妻を奴隷として売却した事例について規定する、奴隷法 29 条がそれである。

それによれば、買戻までの期間が1年と定められている奴隷預入売買契約を締結したにもかかわらず、夫が妻のもとを全く訪れず、かつ期間経過後も長期間にわたって買戻をしない場合には、夫は妻をもう妻と見ていないとして、かかる妻は新たに婚姻をしても、姦通罪に問われないとしている。この事例は、家族関係までもが断絶してしまうことを示している。ここから、夫婦であるならば、会うなどといった関係を継続すべきであるという価値観が見いだせる。

売主の義務に関連して言及しなければならないのは、担保責任に関連するものである。本論文では奴隷預入売買契約の担保的機能に注目しているために、奴隷の傷病や死亡については、買主の保管義務の観点からすでに考察した。しかし、目的物自体に瑕疵があることはあるので、やはり売主の担保責任を検討する必要がある。だが、ここで気をつけなければならないのは、売主が保証人を兼ねていることである (ทองพงษ์เนียม 1983: 7)。保証人を別個につけるのは、売主自身が奴隷となる場合である<sup>9)</sup> (30条<sup>10)</sup>)。完全売買奴隷の場合には、保証人は必要となっておらず、その場合、担保責任を負うのは1ヶ月間に限定されている(42条)。そうだとすると、完全な売買で、売主が保証人を兼ねない場合には、1ヶ月間で担保責任を負う期間が満了してしまうのに、保証人が存在する奴隷預入委売買契約ではその後も続くという点から考えると、単純に売主の担保責任と見るのではなく、保証人の責任として考えた方が適当ではないかと思われる。だが、奴隷預入売買契約をする場合、自身を売却することを除いて、売主が保証人を兼ねることになるので、保証人の責任と見ても、売主の責任と見ても、担う人間

は変わらない。そこで、ここでは売主の負う義務に関連するものとして取り上げる。

さて、預入奴隷売買契約においては、目的物が人間であることから、担保責任として考慮しなければならないことがある。目的物が無生物の場合には、権利または物の瑕疵を考慮するだけでいいが、奴隷の場合、逃走または死亡により目的物が喪失することがあるので、この点を考慮する必要がある。考えなければならないのは、①逃走・失踪による目的物の喪失と、②病气、事故を原因とする死亡による目的物の喪失についてである。②については、すでに保管義務のところでも検討した。買主の義務の履行・不履行の度合いにより、債権額、つまり返済額の一部または全部が減額されることがあることを明らかにした。

それでは、①の逃走・失踪についてであるが、これは奴隷法において非常に多くの条文が存在する。逃走奴隷に関連する規定は27ヶ条存在するが、そのうち売主の責任と関係するものとしては、31条、32条がある。そのほかの逃走奴隷に関する規定は、2.2.2で取り扱う。

31条は、売主の搜索義務に関する規定である。事例が若干特殊であるが、売主が定められた期日に買戻をしようとしたが、買主が奴隷使用期間の延長を申し出、その期間内に奴隷が逃走した場合について定めている。この場合、売主は奴隷の搜索を助ける義務を有し、奴隷を買主に戻すために最大限の努力をしなければならないとしている。32条は、奴隷が買主の財産を盗んで逃走した場合について規定している。そこでは、逃走した奴隷を売主が捜し出すことができなかつたときは、売買代金の返還と損害賠償を支払わなければならないとしている。



## 2.2.2 その他の効果

これまで、売主・買主の義務に焦点をあてて検討してきたが、ここでは、タイの奴隷制理解にとって重要と思われるその他の規定を取り上げる。

まず、最初にあげることができるのは、誰が誰を奴隷として売却することができるかである。奴隷法では、夫または父が、妻や子どもを奴隷にすることができる(1条)。しかし、妻や子は、夫や父を奴隷として売却することができない(2条)。この問題は、タイにおける性差別の問題としてよく取り上げられている。この夫、父が家族に対して支配権を有するという観念は、現在の法律にも影響を与えていると考えられる。民商法典 1567 条 3 号は、子どもの能力と生活状況に鑑み、労働を要求することができるとし、また 1573 条は子どもが獲得した収入についての親権者の利用について規定している。これらの条文により、子どもに対する請求権が認められるとともに、両親の請求権を制限することにより、子どもを食いものにすることを防止しようと目論んだと考えられる。

次は、奴隷の逃走についてである。タイに訪れた外国人が、タイの奴隷は、酷使されることなく、家事使用人のようであったと述べていることは前述したが、そのような取り扱いが徹底されているとしたら、奴隷法における逃走奴隷に関する条文の多さは奇異に感じられる。これは、Turton (1980:285) が指摘するように、法律が買主による性的虐待や奴隷への暴力<sup>13)</sup>を禁止しているということは、それらが行われていたことを示していると考えられる。そうだとすると、逃走についての規定が非常に多いところから見ると、奴隷の逃走は頻発していたと考えられる(Ibid.: 286)。

奴隷法では、逃走奴隷を買主の下に戻すために、様々な処方が取られている。そこでの名宛人は、奴隷とともにいる人である。売主の場合は、契約関係があるので責任追及は可能であるが、第三者の場合には、あらためて法律による対応が必要となる。まず、奴隷といる第三者に対して課されているのは、調査・通知義務である。つまり、偶然出会った者を家に住まわせる場合で、かかる者が自由人か奴隷以下判明しないときには、調査しなければならないとしている(58条)。調査の結果、一緒にいる者が奴隷と判明したら、買主が同一地域にいる場合には買主に直接伝え、他地域にいる場合にはその地域の長に通知しなければならない。もし通知することなく自分の下におき、再度逃走するか、または死亡したときは、買主に価額の弁償をしなければならない(同)。類似の規定として、奴隷がいくつかの県を通過して逃走している場合がある。ある者がその逃走奴隷を使用したいときは、その者素性を確認するために、司法官(จรรยา)に連絡しなければならない(59条)。上記の2例は、逃走奴隷を使用するか、自分の家に住ませたのであるが、逃走奴隷と行動をともした者に関する規定も存在する。一つは、逃走奴隷と旅行を続けた者の責任についてである。このとき、旅行を一緒に継続した者が、相手が逃走奴隷ということに善意の場合には、罪に問われまいとしている(54条)。しかし、逃走奴隷について悪意であり、かつかかる者が奴隷の親の場合には、奴隷窃盗の罪に問われる(同)。もう一つは、逃走奴隷と同じ宿に泊まった者の責任である。この場合、宿はすべての者のためにあるとして、罪に問われていない(55条)。これらから、逃走奴隷を自分の支配下に置くような形式の場

合と、単に逃走奴隷と行動をとともにしている場合とを分けて、前者の場合には、調査・通知義務を課していることがわかる。後者の場合、特に宿を同一にした者に関する刑事責任について規定しているところから、逃走について相当神経質になっていたことがうかがわれる。

通知義務を負う者が通知をした結果、買主が取り戻しに現れたときは、通知者は買主から報償金を得ることができる(59条)。報償金は逃走奴隷を確保した者にも当然支払われた。この場合、買主は逃走奴隷に支払った報償金と同額を請求することができる(62条)。また、奴隷が枷をつけて逃亡していた場合で、枷を外した状態で買主に返したときは、報償金を支払わなくてもよく、枷をつけたままで返したときは、距離に応じて報償金を支払わなければならないとされる(60条)。

これまで売主・買主の義務の観点からタイの奴隷預入売買契約について見てきた。売主の主要義務である奴隷の引渡義務に対する違反には罰金で対応し、代金返還義務違反には、裁判所による奴隷の第三者への売買の途を開くことで対応している。買主には、代金支払義務と奴隷保管義務があるが、代金支払義務違反の場合は、損害賠償請求権の制限という形で、保管義務違反には、返還額の減額という形で処理がされている。ここで注目すべきは、保管義務違反の場合である。そもそも、買主は奴隷を寛容に取り扱うことが要求され、それは、奴隷が「他の人」として、買主の下には属さないことから導かれている。自己の支配下でない者、つまり他人の支配下にある者を寛容に取り扱うことは、他人物を自己の物より丁重に扱う感覚からしても当然のこと

である。これが単純な売買により自己の支配下となる奴隷完全売買と取り扱いが異なるのは当然である。

また、タイを含む東南アジアの特徴として、人的資源の不足があげられる。タイでは、人口が少なかったため、土地は有り余っていた。そのような社会では、土地は重要な財産ではなかった。土地を利用するための十分な労働力を有することが、富裕者の証であった(ランガ 1987:172)。労働力の源泉の一つである奴隷は財産的に価値の高いものと言える。そうだとすれば、財産的価値の高いものを保有している場合に、それを丁寧な扱おうということは至極自然な対応である。それが、自己の物でなかったならばなおさらのことである。

そのようにしてみると、タイにおける預入売買奴隷の状態が良好であったのは、このように自己の支配に服さない、つまり他人の物であるとともに、財産的価値が高かったからと見ることができる。もちろん、理由がこれだけにつきるわけではない。もともと、奴隷預入売買契約を締結する場合は、まず、自分のムン・ナーイに依頼した(ແລງກາດ. 1983:196)ように、ここには何らかのパトロン・クライアント関係が見られる場合が多い。このような関係も、奴隷の扱いに影響しているであろう。だが、人間の財産的価値が高かったから故、担保として人間を差し出すことが可能となり、主要な担保として発達したと考えられる。財産的価値の高い担保目的物である奴隷の価値を減じる行為を行ったならば、当然それは金銭的な評価として現れることとなる。そこでは、買主と売主の間の帰責性が考慮され、返還額をいくらにするかが決められている。奴隷法が様々な場面を想定して、事細かに返還額を定めている点から見て

も、奴隷制度の重要性と奴隷の財産的価値の高さがわかる。

奴隷制度の基盤が奴隷の財産的価値の高さであるならば、奴隷よりも財産的価値が高い物が出現することにより、奴隷制度の存立基盤は揺らぐことになる。Feeny (1983: 172 - 192) が、“From Property Rights in Man to Property Rights in Land” と章題をつけて議論しているように、財産権としての重要性は、人間から土地に移っていった。これは、米の商品化に伴う土地価格の高騰だけではなく、安価な中国人労働力の流入もその一つの要因である。土地価格が上昇し、財産的価値が高くなれば、担保目的物としての価値も当然高くなる。また、土地の場合、奴隷のような逃走を考慮する必要もなく、また保管のための費用も不要であるので、管理経費が安く、担保目的物として適している。債権者とすれば、土地を担保とすることを要求することは普通である。タイにおける担保制度の歴史的転換といえる。

## おわりに

土地が重要な資産として認識される以前のタイ社会においては、奴隷制が担保的機能を有する制度として、広く普及していた。それは労働力こそが財産であるとの認識があったためである。高い財産的価値と他者性から、預入売買奴隷の取り扱いは穏和なものとなり得た。だからこそ、奴隷制度廃止に対して、将来に不安を感じた奴隷が廃止に反対したのも頷ける。しかし、意思に反してでも売却され、居住の自由が制限されるといった、人格を尊重しない奴隷制を肯定・賞賛することはできない。逃走奴隷に関する規定が多いこと

からも、その制度が有する問題性は明らかである。奴隷制の廃止は、経済的な役割の低下と人権面での問題性から、当然の帰結である。

タイの奴隷制が示唆することは、経済的、社会的条件により、様々な担保制度が存在していることである。経済的、社会的条件の変遷により、担保制度も変化する。ある社会において有用でも、他の社会で効果的に機能しないことがあり得ることも示している。そうだとすれば、担保制度整備において重要なのは、既存のシステムを安易に利用するのではなく、当該社会において重要で、かつ担保化が可能な財産を発見・確認することであると考えられる。

## 注

- 1) 本稿では、タイ語の**ทาส**の訳語として、旧来通りの「奴隷」を使用する。奴隷の定義をどうするかにより判断が分かれるが、人間に対する暴行が罪に問われることがない形式のものも含めて**ทาส**が存在以上、奴隷という言葉を継続使用することとする。適正な訳語の問題については、今後の課題としたい。
- 2) 三印法典を歴史資料として使用することについての問題性については、すでに石井米雄が指摘している(石井 1969:160-163, 167-169)が、すくなくともラーマ1世紀において実用法典としての意味を有していたのは確かであるので、有する問題性を意識しながら利用する。
- 3) その他の奴隷については、石井(1967)を参照。
- 4) 本稿では、三印法典奴隷法のテキストとして、**สถาบันปริศน์ พนมยงค์**。(2005:62-109)を使用しており、条文番号はそれに基づく。条文番号が改訂により変更されており、他の文献で記載されている条文番号と異なっている。**องค์การคำของครูสภา ศึกษาภิณฑพาดิขัย**。(1994:285-343)と比較すると、本稿で使用している条文番号は、2だけ少なくなっている。これは、前文を条文として数えていないためである。
- 5) 担保的機能を有しているため、三印法典にお

- いても、売買に用いられる言葉だけでなく、金銭消費貸借や質で使用される言葉も使われている。本論文では、煩雑さと誤解を避けるため、特別な断りがなく、売主 (= 債務者)、買主 (= 債権者) の用語を使用する。
- 6) Lingat (1931: 105) は、記載事項として、日付、契約当事者および証人の氏名、支払われた金額、売主の署名または印をあげている。
- 7) Lingat (1931: 113-116) は、買主の義務として担保物保管義務をあげていない。Lingat は、奴隷が旅行に同行して死亡した場合や、戦争に従事して死亡した場合を、「目的物の瑕疵」として取り扱っている (Ibid.: 146-158)。これは、彼が奴隷預入売買契約の主たる性質を売買契約と見ているからと思われる。しかし、彼自身も、「債権者が質物の喪失に責任を負うという概念に対応する」として、上記のような場合は、貸主の義務として明示している (Ibid.: 153)。そこで、本稿では奴隷制度が有する担保的機能の側面から考察するために、Lingat がまとめたように、「目的物の瑕疵」の一部として扱うのではなく、買主の担保目的物保管義務として構成する。
- 8) 現在の民商法典では、所有権は買主に移転する (民商法典 491 条)。そして、買戻ることにより、所有権が買戻権者に返還される (492 条 1 項)。現在の法的構成は、再売買の予約であるが、旧法では、解除権留保形式であった (旧法 492 条)。改正の理由は、買戻することにより、所有権が当初から移転しなかったと見なされるため、買戻までの果実收取権が問題となったからである (ISOE 2000: 305)。
- 9) 奴隷法 33 条では、売主が新たに保証人になることが定められている。これは、代金額返還を請求されたが、困窮のため返済できない場合、奴隷を再度売却し、他所で働くという特殊な事例である。そのため、通常の形態とは違うので、別個保証をすることを明らかにしたと考えられる。
- 10) 奴隷法 30 条は、売主自身が奴隷となるにもかかわらず、保証人を確保することなく、契約を締結した場合、奴隷が逃亡したときについて定めている。ここでは、買主が逃走奴隷の家族に請求したが、証書に保証人として記載されていないとして、請求が認められておらず、第三者請求については否定されている。

- 11) 具体的な事例については、Panananon (1985: 95-103) を参照。

## 引用文献

- Bowring, John. 1975. *The kingdom and people of Siam: with a narrative of the mission to that country in 1855*. Vo. 1. New York: AMS Press (Reprint of the 1857 ed. published by J. W. Parker, London)
- Feeny, David Harold. 1983. *Technical and Institutional Change in Thai Agriculture, 1880-1940*. Ann Arbor. University Microfilms International.
- 石井米雄. 1967. 「タイの奴隷制に関する覚え書」『東南アジア研究』5 (3): 167-180
- 石井米雄. 1969. 「三印法典について」『東南アジア研究』6 (4): 155-178
- ランガ, R. 1987. 「タイ国土制度史」チャティップ・ナートスパー (野中耕一・末廣昭訳) 『タイ村落経済史』井村文化事業社
- Lingat, Robert. 1931. *Lesclavage privé dans le vieux droit siamois* Paris. Les Editions Domat-Montchrestien
- แลงกาด์, ร. 1983. *ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย*. เล่ม ๒. กรุงเทพฯ. บริษัทสำนักพิมพ์ ไทยวัฒนาพานิช จำกัด
- Nabarath, Prince Dilok (translated by Tips, Walter E. J.). 2000. *Siam's Rural Economy under King Chulalongkorn*. Bangkok. White Lotus Press.
- ทองพงษ์เนียม, พงษ์เนียม. 1983. *การศึกษาเรื่องทาสในสมัยกรุงรัตนโกสินทร์*. กรุงเทพฯ. วิทยาลัยพนธ์ บัณฑิตวิทยาลัย จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย
- องค์การค้าของคุรุสภา ศึกษาภัณฑ์พาณิชย์. 1994. *กฎหมายตราสามดวง*. พิมพ์ครั้งที่ ๓. เล่ม ๒. กรุงเทพฯ. องค์การค้าของคุรุสภา ศึกษาภัณฑ์พาณิชย์
- Panananon, Chatchai. 1985. *Siam's "Slavery": The Institution and Its Abolition*. Ann Arbor. University Microfilms International.
- สถาบันปรีดี พนมยงค์. 2005. *กฎหมายตราดวงฉบับพิมพ์มหาวิทยาลัยวิชาธรรมศาสตร์และการเมือง แก้ไขปรับปรุงใหม่*. เล่ม ๒. กรุงเทพฯ. สถาบันปรีดี พนมยงค์.
- ISOE 2000, จ่าบี. "คำอธิบายกฎหมายลักษณะซื้อขาย แลกเปลี่ยน หนี้". กรุงเทพฯ. วิทยาลัย
- Tuton, Andrew. 1980. *Thai Institutions of Slavery*. Watson, James L. eds. *Asian and African Systems of Slavery*. Berkeley. University of California Press.